

令和2年9月30日

学生の皆さんへ

学生部長
木戸裕子

公欠を届け出た学生の授業対応について

10月1日から後期の授業が始まります。本学では対面授業を基本としますが、新型コロナウイルス感染予防対策のため、出席停止など公欠扱いとなる学生がいます。また、後期も教育実習や就職活動等で公欠となる学生も出てきます。

学生の皆さんは以下の4点に留意してください。

1. 公欠とは、本学履修規程第7条の2第2項にあるように、公欠は「授業担当教員が課す当該授業に相当する学習をもって、出席したものとみなす」制度です。
授業に出られなくとも欠席扱いとならないというだけの制度であって、授業に出なくてもそのまま単位が取得できるわけではありません。科目を履修して単位を取得するには、当該授業に相当する学習を行う必要があります。
公欠届を提出した教員に、課題や補習等を願い出て、必要な指示を受けてください。
2. オンデマンド等の遠隔授業では出席停止でも授業が受けられるので公欠届が必要ない場合もあります。ただし、教育実習等で、遠隔授業についても期間内に受講できない場合は担当の教員に相談してください。
3. 公欠が認められても、課題や補習の評価によっては当該科目の単位が取得できない場合があります。必ず課題は提出するようにしてください。
4. 公欠等を含めた欠席が5回以上になる場合は、必ず担当教員に相談してください。